

関係法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・教育関係諸法規
- ・学習指導要領
- ・(県)人権教育基本方針
- ・(県)同和教育基本方針
- ・(市)学校教育指針
- ・(市)同和教育方針

学校教育目標
「自主的でたくましく、
心豊かな生徒の育成」

めざす生徒像

- ・深く考え、思いやりのある生徒
- ・進んで学びみがきあう生徒
- ・健康でたくましく体力のある生徒

生徒の実態

- ・子どもたちは、明るく、素直で、忍耐強い生徒が多い。
- ・粗野な言動もみられ、人間関係をうまくつぐれない生徒もいる。
- ・生徒指導上課題が多い生徒も少なくない。

保護者や地域の願い

- ・心身ともにたくましく、学習活動をはじめ、何事においても積極的に取り組み、心の豊かな子どもに育ってほしい。

各教科、道徳、学級活動、総合的な学習の時間における重点目標

国語…言語感覚を豊かにし、物の本質をとらえる力、人間の生き方を考える力を身につけさせる。

社会…権利や責任について学ばせるとともに、社会事象を正しく認識し、考える力を伸ばす。

数学…論理的な思考力や合理的な考え方を養う。

理科…科学的自然観の基礎を養い、発展させる。

音楽…様々なスタイルの音楽への興味を深め、音楽に対する価値観を拡大し、音楽を総合的にとらえる。

美術…鑑賞活動を通し、他者への関心・共感を育てる。

保健体育…心と体を一体としてとらえ健全な成長を促す。よりよい仲間づくりのために、異性の体や心についても理解する。感染症について、正しい知識の普及・啓発の必要性を知る。また、グループ学習での学習活動を通して、互いの協力を図り、相互理解を深める。

技術家庭…人権・情報モラルを考え、適切にコンピューター等を活用する能力と態度を育てる。自分の成長と家族や家庭生活のかかわりについて考えさせる。

英語…外国語を通じて言語や文化に対する理解を深め、実践的コミュニケーション能力の基礎を養う。

道徳…自己を見つめ、自他を認め合い、他に対し公平・公正にし、社会連帯の精神で差別や偏見のない社会の実現に尽くす態度を養う。

学級活動…生徒相互が協力・理解し合い規律ある学校生活を築くとともに自主的・自治的な生活態度を養う。

総合的な学習の時間…体験的な学習を通じて、さまざまな人権課題について学びながら、仲間と協力して取り組む能力を養う。

人権・同和教育の目標

- ・日本国憲法に示された基本的人権の尊重を基本として、民主的な人間関係を確立すると同時に、他人の権利を尊重する態度を身につけさせる。
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」をはじめとする人権問題に関わる法律の趣旨をふまえ、人権・同和教育の取り組みをすすめる。
- ・全教育活動において、人権・同和教育の精神を生かし、「生きる力」としての自ら学び考える力を身につけさせるとともに、学級づくりをすすめる。
- ・部落の歴史や差別の事実を正しく認識し、差別を許さない行動力をもった人間を育てる。

人権教育の具体的な目標

1. 人権や人権問題について正しく理解させる。
 - ・人権感覚を育て、人権問題の解決に取り組もうとする態度や意欲を育てる。
 - 【人権感覚】【人権の意義・内容】【具体的な人権課題】
2. 伝え合いわかり合うためのコミュニケーション能力を育てる。
 - ・自分自身を大切にできる心を育てる。
 - 【コミュニケーション】【自尊感情】
3. 自他の人権を尊重しようとする意欲や態度を育てる。
 - ・異文化の理解に努め、互いの価値観を認め合う態度を養う。
 - ・よりよい学校や地域をつくるために積極的に参加・参画し、仲間と共に問題を解決しようとする態度を育てる。
 - 【共により良く生きる】【多文化・多様性】【参加・参画】

重点的に取り組む人権学習の内容

個別的な視点からのアプローチ	普遍的な視点からのアプローチ
<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の人権 ○男女の人権 ○インターネット上の人権侵害 ○同和教育 ○外国人の人権 ○ハンセン病などの感染症患者の人権 ○平和学習 	<ul style="list-style-type: none"> ○共によりよく生きる ○人権の意義・内容 ○自己尊重の感情 ○コミュニケーション ○環境問題 ○生命の尊重

各学年の目標

- 1年 身のまわりの差別や偏見、不合理に気づかせ、みんなで解決していこうとする態度を養う。
- 2年 歴史学習をすすめるとともに、基本的人権が生活の中で侵害されている事実を明らかにし、人権問題を正しく考えられる生徒を育てる。
- 3年 部落問題について正しい認識をもち、理解を深め将来への展望をもった生徒を育てる。また、あらゆる差別を取り除こうとする行動力をもった人間を育てる。

学年・学級経営

学習状況や生徒指導上の課題等をきめ細かく把握し、その改善に向けて個を大切にした学年・学級経営を実践する。

特別支援教育

障害のある生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して、生活や学習上の困難を改善または克服するために必要な支援を行う。

生徒指導

集団の中のひとりであるという自覚をもたせ望ましい人間形成をはかる。よりよい学校生活をはじめ家庭生活、社会生活を行うに必要な基本的な生活習慣の確立を図る。

生徒会活動

自主的・実践的に人格の発達を図り、公民的資質を養うと共に、民主的で規律のある学校・学級集団をつくる。

保護者・地域との連携

保護者との連携、共通理解をはかり、啓発に努める。また、PTAの人権・同和部会と協力し、研修を深める。子ども会との連携をとり、学力の向上や進路保障の充実をはかる。

小・中の連携

ブロック人権研究協議会や学習交流会等を通じて、小・中学校の連携をより密にし、積極的に研修を行い、河西ブロック全体の児童・生徒の人権意識向上に努める。

教職員の研修

- ・生徒の実態を把握し、全教職員との共通理解を図る。
- ・人権教育に関する現職教育や人権・同和教育の研究会・研修会に積極的に参加し、実践的な指導力を高める。

人権・同和教育

1. 目 標

- (1)日本国憲法に示された基本的人権尊重の精神を身に付けさせ、民主的な人間関係を確立すると同時に、他人の権利を尊重する態度を身に付けさせる。
- (2)「部落差別の解消の推進に関する法律」をはじめとする人権問題に関わる法律の趣旨をふまえ、人権・同和教育の取り組みをすすめる。
- (3)全教育活動において、人権・同和教育の精神を生かし、「生きる力」としての学力を身に付けさせるとともに、学級づくりをすすめる。
- (4)部落の歴史や差別の事実を正しく認識し、差別を取り除こうとする行動力を持った人間を育てる。

2. 方 法

- (1)学校の主体性において、全教育活動を通じ、全教職員の協力による自主的・民主的な人権・同和教育をすすめる。
- (2)全教職員が協力して、地域、子どもの生活の現実やその事実を見極め、解放への展望を持たせるための教材の発掘や教材づくり、教材研究をする。
- (3)生徒の自主活動を支援し、民主的な生徒集団の育成を図る。
- (4)保護者や地域社会との連携を深め、その要求を正しく受け止め、これに応えるための学習と実践に努める。

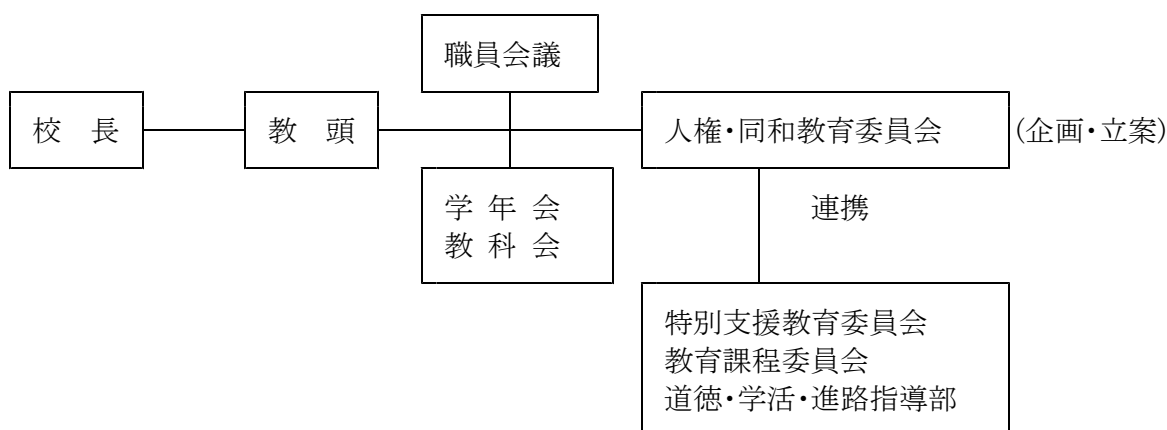
3. 留 意 点

- (1)人権・同和教育の研究会・研修会に積極的に参加するなどして、自主的な研鑽を行う。
- (2)地域及び地区生徒の実態把握に努める。
- (3)基礎学力の向上を図るため、教材の精選、指導法の研究に努力し、わかる授業を創造する。
- (4)教師と生徒、生徒と生徒との相互理解を図り、明るく楽しい学級づくりをめざす。

4. 取り組みの柱

- (1)全校生徒に対して
 - a 日常の学級集団の中で、いじめや仲間はずれにされることなど差別的な扱いを受けている生徒がいないか留意し、問題のある場合は、学級で取り上げていく。
 - b 生徒の意識調査や基本的生活習慣の調査を行い、指導の基礎資料や教材にする。
 - c 各学年でテーマを設定し、時間をそろえて集中的に指導する。
 - d 進路保障の充実を図る。
- (2)地区生徒に対して
 - a 学習支援推進教員が中心になって、地区生徒の実態を把握する。
 - b 学力の向上及び進路保障の充実を図る。
 - c 子ども会活動を積極的に支援する。
- (3)教職員に対して
 - a 人権・同和教育の現職教育の機会を設け、研修を深める。
 - b 各種の人権・同和教育の研修会に積極的に参加する。
- (4)保護者に対して
 - a 保護者との連携を深め、起用通理解を図り、啓発に努める。
 - b PTA人権同和部と協力し合って、PTAの人権・同和教育のテーマを取り入れていく。
- (5)その他
 - a 差別されやすい立場にいる生徒について、人権を侵害されないような取り組みを行う。
 - b 人権・同和教育関係の図書の実態を図る。
 - c 全教職員の共通理解を図る。

5. 運営・組織について



6. 学年の目標

- 1年 身のまわりの差別や偏見、不合理に気づかせ、みんなで解決していこうとする態度を養う。
- 2年 歴史学習をする中で部落問題の本質を理解させるとともに、基本的人権が生活の中で侵害されている事実を明らかにし、人権問題を正しく考えられる生徒を育てる。
- 3年 部落問題について正しい認識を持ち、理解をより深め、将来への展望を持った生徒を育てる。